

たき火火災に



注意!

小さなたき火が、大きな火災につながります!



たき火などの屋外での焼却行為は 原則禁止です。

※廃棄物の焼却は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されています。



禁止の例外となる農林漁業者が行うやむを得ない焼却行為等は、次の点に注意してください。

① 消火準備を行い、
少量ずつ小分けにして焼却。



② 焼却中は
その場を離れない。



③ 焼却後は
確実に消火。



その他の注意点

- ・風の強い日は行わない。
- ・周囲に燃えやすいものを置かない。
- ・**着衣着火**に注意!
(着ている服に火が付くこと)
全国で毎年約100人の方(うち、「たき火」によるものは2割。)が命を落としています。(総務省消防庁まとめ)

※仮に違法性がない焼却行為であっても、煙や臭い等の苦情が寄せられれば消火指導を行う場合があります。

林野火災注意報

発令中は



焼却を控えて
ください。

火災の危険性が高まっています!

林野火災警報

発令中は



焼却は禁止です。

違反した場合、罰則の対象となります。

違反時
の
罰則

(消防法第22条、
第44条)

30万円以下の罰金
または拘留の可能性有。

お問い合わせ

お住まいの地域の窓口(市役所、町役場)または、
佐世保市消防局予防課広報係 へお問い合わせください。
☎0956-23-2539



佐世保市消防局HP

佐世保市消防局
公式アカウント



YouTube

動画で学ぼう!



Instagram

各種情報発信!